

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第5号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 契約事務及び支出事務（業務委託）

所管所属：総務局

通知を受けた日：令和4年6月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 入札契約情報等の公表については是正を求めたもの 入札契約情報等の公表に関する要綱によれば、予定価格が100万円を超える業務委託契約について、発注見通し（当該年度の発注の見通し）及び入札契約情報（入札経過調書及び入札結果表）を公表することとされている。 しかし、今回の監査において抽出した1件の契約について、発注見通し及び入札契約情報の公表状況を確認したところ、次のようなことが見受けられた。 ・公表している発注見通しに該当契約が含まれていなかった。 ・該当契約の入札結果表が公表されていなかった。 【指摘事項1】 総務局は、発注見通し及び入札契約情報に関して、公表事項を局内に通知するなどして周知徹底を行い、令和3年度において同様の公表漏れがないことを確認するとともに、適時適切に公表が行われる仕組みを構築し、それにより実施されたい。	・令和3年度においては、予定価格が100万円を超える業務委託契約について発注見通し及び入札契約情報を公表しており、令和3年12月10日に同様の公表漏れがないことを確認した。 【発注見通し】 ・適正な時期に漏れなく公表するために、契約事務審査会での決議後の一連の事務となるよう、契約事務審査会事務処理マニュアルを改定した。 ・改定内容に関しては、庁内ポータルに資料を掲載するとともに、令和4年2月28日に行った所属内事務勉強会において周知し、その際に「入札契約情報等の公表に関する要綱」に基づき公表しているものであることを共有した。 【入札契約情報】 ・適正な時期に漏れなく公表するために、毎月公表を行っている随意契約結果と併せて公表するよう事務手続きの見直しを行い、局内の事務処理マニュアルを改定した。 ・改定内容に関しては、庁内ポータルに資料を掲載するとともに、令和4年2月28日に行った所属内事務勉強会において周知し、その際に「入札契約情報等の公表に関する要綱」に基づき公表しているものであることを共有した。	措置済	令和4年2月28日